

I 令和3年度 海南市立海南下津高等学校入学者選抜実施要項

第1 一般選抜

1 出願資格

出願することができる者は、本校を専願とする者で、本人及び保護者（親権者、親権者がいない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は令和3年3月卒業見込みの者（ただし、女子に限る。）
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は令和3年3月修了見込みの者（ただし、女子に限る。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（ただし、女子に限る。）

2 学科及び募集定員

家政科 80名 食物科 40名

3 志願学科

出願は、1学科に限る。

4 通学区域

- (1) 和歌山県内の全市町村とする。
- (2) 他の都道府県又は海外から志願する場合は、海南市教育委員会に申し出て、所定の手続きをとること。

5 出願受付期間及び場所

一般出願及び本出願の受付は、次のとおりとし、海南下津高等学校で受け付ける。

一般出願	令和3年2月24日（水）	午前9時から午後4時まで
	令和3年2月25日（木）	午前9時から午後3時まで
本出願	令和3年3月4日（木）	午前9時から午後4時まで
	令和3年3月5日（金）	午前9時から午後3時まで

郵送の場合は、「書留」とし、一般出願は令和3年2月18日（木）から2月24日（水）までの消印のあるもの、本出願は令和3年3月1日（月）から3月4日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること）。

なお、郵送の場合は、海南下津高等学校長（TEL. 073-492-2136）へあらかじめ電話連絡すること。

6 出願手続

- (1) 一般出願

ア 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を

証する書類を添付し、直接、海南下津高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願（別記第 1 号様式）

(イ) 受検票（別記第 2 号様式）

(ウ) 入学考查手数料

本出願時に、2,200 円（現金又は郵便為替）を納めること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、第 6 項第 1 号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第 3 号様式）を、学科別に海南下津高等学校長に提出すること。

ウ 注意事項

(ア) 出願は、1 学科のみで、第 2 志望は認めない。

(イ) 令和 3 年 3 月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

エ 志願状況の発表

(ア) (県)学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会において、一般出願に係る志願状況一覧表を令和 3 年 2 月 26 日（金）午前 9 時に掲示する。

なお、掲示場所については、(県)学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会に問い合わせること。

(イ) 中学校長には、各市町村教育委員会を通じて通知する。

(2) 志願先の変更

ア 志願者は、本出願にあたって、一般出願の際に提出した志願先の学校や学科（コース等）を、1 回に限り変更することができる（本校における学科を変更しようとする者も含む。）。

イ 志願先を変更しようとする者は、次の（ア）～（ウ）の変更手続を行うこと。

(ア) 中学校長に申し出て、入学願と受検票の返却を受ける。

(イ) 入学願と受検票を新たに作成する。この際、入学願と受験票の様式は、県立高等学校入学者選抜の様式を使用しても構わない。

(ウ) 入学願と受検票を中学校長に再提出する。

なお、第 6 項第 1 号アのただし書きに該当する者については、令和 3 年 2 月 26 日（金）から令和 3 年 3 月 3 日（水）まで（各日とも午前 9 時から午後 4 時まで）に、一般出願時に書類を提出した高等学校長に願い出て指示を受けること。

(3) 本出願

ア 志願者の手続

(ア) 志願者は、志願先の変更手続をした場合を除き、一般出願の際に提出した志願先の学科以外に本出願をすることができない。

(イ) 一家転住などやむを得ない事情で一般出願できなかった志願者は、その理由を入学願の裏面に記載し、受検票とともに中学校長に提出すること。

(ウ) 第 6 項第 1 号アのただし書きに該当する者で志願先変更をした者は、第 6 項第 1

号アに準じ、書類を直接海南下津高等学校長に提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめるとともに、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて海南下津高等学校長に提出すること。

(ア) 令和３年度海南下津高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第４号様式）

平成２７年３月以前の中学校卒業生については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出すること。

(イ) 生徒成績一覧表（別記第５号様式）

第３学年の生徒全員について学級単位で生徒成績一覧表を作成し、学科ごとに１部ずつ提出すること。ただし、令和３年３月中学卒業見込みの者以外の出願者については、これを省略することができる。

(ウ) 副申書（別記第６号様式）

調査書の「欠席等の状況」及び「健康の状況に関する特記事項」等、調査書に記載されていないその他の事項について、特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

(エ) 学力検査等特別措置願（別記第７号様式）

聴覚等に障害のある志願者や日本語の理解が十分でない外国人等の志願者で、学力検査等において特別の措置を必要とする場合、海南下津高等学校長に提出すること。

(オ) 調査書等の作成

調査書等の作成については、令和３年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項「Ⅲ 令和３年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書等の作成について」に準じて行うこと。

7 学力検査等

出願者は、令和３年度海南市立海南下津高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）及び面接による検査（以下「面接検査」という。）を受けるものとする。ただし、令和３年３月中学校卒業見込みの者以外の出願者には、学力検査終了後、別途、面接を実施する。

(1) 学力検査と配点

ア 学力検査

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語（リスニングテストを含む。））とする。

リスニングテストは、外国語（英語）の検査時間の冒頭で一斉に行う。

学力検査問題は、令和３年度和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査と同一の問題で実施する。

イ 配点

各教科 100 点満点とする。

(2) 検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前 9 時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 学力検査 令和 3 年 3 月 11 日 (木)

面接検査 令和 3 年 3 月 12 日 (金)

イ 日程 次の日程により実施する。

第 1 日 (学力検査)

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)	

第 2 日 (面接検査)

9:00

面接検査

(注) 実施時間帯は、海南市立海南下津高等学校長の指示による。

(3) 検査場所

海南下津高等学校で行う。

(4) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机の上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合は、当該受検者は、海南下津高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接検査の実施時間帯は、海南下津高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ 受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合、当該受検者の在学又は出身校の中学校長は、海南下津高等学校長に速やかにその旨を報告するとともに、再学力検査を希望する場合は、受検できなかった理由が正当であることを証明する書類(医師の診断書等)を添え、令和 3 年 3 月 18 日(木)正午までに海南下津高等学校長に再学力検査受検願(別記第 8 号様式その 1)を届け出るものとする。また、届出を受けた海南下津高等学校長は、事情内容を審査し、正当と認められるときは、再学力検査受検許可書(別記第 8 号様式その 2)を交付し、その受検を許可するものとする。

8 入学者の選抜

海南下津高等学校長は、出願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず、次の要領によって、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

(1) 合否判定の原則

合否の判定は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）、学力検査の成績及び面接検査の成績に基づいて行う。

(2) 選抜における入学者の選抜基準は、下表のとおりとする。

学科名	求める生徒像	割 合		
		調査書	学力検査	面接検査
家政	家庭科の分野に関する学習に興味・関心がある生徒 自ら学ぼうとする意欲の高い生徒	30%	40%	30%
食物	社会のルールを守る意識や礼儀が身についている生徒	30%	40%	30%

9 合格者の発表

令和3年3月19日（金）午前10時に海南下津高等学校において掲示する。

10 入学資格認定検査

学校教育法施行規則第95条第5号の規定による高等学校入学資格認定検査については、令和3年2月5日（金）に海南下津高等学校で行う。受検希望者は、令和3年1月29日（金）正午までに、海南下津高等学校長に願い出ること。

なお、入学資格認定検査の実施方法については、海南下津高等学校長が定めるものとする。

11 実施上の留意事項

中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和3年3月31日（水）までに、海南下津高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（平成28年3月～令和2年3月中学校卒業生）についても、同様に提出すること。

第2 追募集

追募集は、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

1 出願資格

出願資格は、第1第1項に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県内の公立高等学校に合格している者、特別支援学校高等部に進学が決定している者及び再学力検査の受検を許可されている者を除く。

2 追募集枠

追募集枠の通知は、次の各号により行う。

- (1) (県)学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会において、追募集枠一覧表を令和3年3月19日(金)午後2時に掲示する。

なお、掲示場所については、(県)学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会に問い合わせること。

- (2) 中学校長には、各市町村教育委員会を通じて通知する。

3 志願学科

志願者は、両学科ともに追募集を行う場合、第1志望として出願した学科以外の学科を第2志望として出願することができる。

4 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、海南下津高等学校で受け付ける。

令和3年3月24日(水)	午前9時から午後4時まで
--------------	--------------

5 出願手続

- (1) 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、海南下津高等学校長に提出すること。

ア 入学願(別記第9号様式)

イ 受検票(別記第2号様式)

ウ 入学考査手数料

2,200円(現金又は郵便為替)を納めること。

- (2) 中学校長の手続

中学校長は、前号の書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、調査書(別記第4号様式)、生徒成績一覧表(別記第5号様式)及び必要に応じて副申書(別記第6号様式)、学力検査等特別措置願(別記第7号様式)を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて海南下津高等学校長に提出すること。

- (3) 注意事項

ア 志願する者は、入学願の「志願学科」の欄に志望順位別に学科名を記入すること。

イ 令和3年3月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

6 学力検査等

出願者は、令和3年度海南市立海南下津高等学校入学者追募集学力検査（以下「追学力検査」という。）及び面接による検査（以下「面接検査」という。）を受けるものとする。ただし、令和3年3月中学校卒業見込みの者以外の出願者には、追学力検査、面接検査終了後、別途、面接を実施するものとする。

(1) 追学力検査等と配点

ア 追学力検査

総合問題とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

総合問題は、令和3年度和歌山県立高等学校入学者追募集学力検査と同一の問題で実施する。

イ 配点

総合問題は100点満点とする。

ウ 面接検査

追学力検査終了後、面接検査を実施する。

(2) 検査期日と日程

追学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、追学力検査当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和3年3月26日（金）

イ 日程 下記の日程により実施する。

9:00	9:25	10:25	10:40
点呼 入場	追学力検査 (総合問題)	休憩	面接検査

(3) 検査場所

海南下津高等学校で行う。

(4) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机の上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、海南下津高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接検査の実施時間帯は、海南下津高等学校長の指示するところによるので留意すること。

7 入学者の選抜

追学力検査、面接検査の結果及び調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

8 合格者の発表

令和3年3月30日（火）午前10時に海南下津高等学校において掲示する。

9 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和3年4月1日（木）までに海南下津高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（平成28年3月～令和2年3月中学校卒業生）についても、同様に提出すること。

- (2) 前各項のほか、追募集に関し必要な事項は、「第1 一般選抜」各項の規定を準用する。

第3 再学力検査

再学力検査は、一般選抜で再学力検査受検許可書を交付した場合に、追募集と同期日、同日程で実施する。

1 受検資格

一般選抜に出願し、第1第7項第4号エにより、再学力検査受検許可書の交付を受けた者とする。

2 学力検査等

第2第6項に準じて行う。

3 入学者の選抜

第1第8項及び第2第7項に準じて行い、再学力検査の受検者が有利又は不利になることのないよう十分配慮する。

4 合格者の発表

第2第8項に準じて行う。

5 実施上の留意事項

前各項のほか、再学力検査に関し必要な事項は、「第2 追募集」各項の規定を準用する。